

平成30年第10回登別市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年12月26日(水) 14時00分から14時10分

2 開催場所 アーニス2階 登別市観光経済部事務室内 農業委員会室

3 出席委員(8人)

会長	9番	井野	知弘
会長職務代理者	3番	逢坂	裕明
委員	1番	赤樫	治
	2番	相良	欣一
	5番	三原	一英
	6番	吉鷹	敬貴
	7番	山下	篤
	8番	古町	綾

4 欠席委員(1人) 4番 近井 一夫

5 議事日程

第1 議事録署名委員の選任及び会議書記の指名

第2 報告第5号 現況証明願について

第3 議案第25号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第4 議案第26号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(賃貸借)

第5 議案第27号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(賃貸借)

第6 議案第28号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(賃貸借)

第7 議案第29号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(賃貸借)

【追加案件】

第1 議案第30号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 森元 俊明

総括主幹 西本 利博

主査 高橋 努

主任 中谷 仁思

7 会議の概要

事務局長 ただいまから、平成30年第10回総会を開会いたします。
本日は、4番 近井委員より欠席の旨通知がありましたので、ご報告いたします。

本日の出席委員は、9名中8名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

それでは、登別市農業委員会会議規則第3条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、これより以後の議事の進行は井野会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。

まず、日程番号第1「議事録署名委員の選任及び会議書記の指名」を行います。

登別市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 それでは、議事録署名委員は、5番三原委員、6番吉鷹委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の西本総括主幹を指名します。

以上で、日程番号第1を終わります。

次に、日程番号第2 報告第5号「現況証明願について」を議題とします。

事務局から説明願います。

事務局長 報告第5号「現況証明願について」は、市街化区域内の土地に係る現況証明の願い出でありますので、登別市農業委員会事務専決規程第3条第1項第1号に基づく会長専決事項として、現況証明を発給しましたので報告するものであります。

申請者等につきましては、議案書の1ページから4ページに記載のとおりであります。

土地は1筆で、公簿地目は畑、現況は農地、採草放牧地以外、面積は6,655㎡のうち247.56㎡となっており、願出理由は、土地地目変更登記申請のためであります。

以上です。

議 長 報告第5号について、事務局長から説明がありましたので、ご質疑を受けたいと思います。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 よろしいですか。
それでは、以上で報告第5号を終わります。

次に、日程番号第3 議案第25号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題とします。

事務局から説明願います。

事務局長 議案第25号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、議案書の5ページをご覧ください。

本案件につきましては、XXXXXXXXXX氏が所有しておりました登別市札内町190番の農地を、XXXXXXXXXX氏が相続したことに伴い、農地法第3条の3の規定に基づき届出がありましたので、その受理について審議するものであります。

以上です。

議 長 ただいま、議案第25号について、事務局から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 よろしいですか。
それでは、採決します。
議案第25号について、届出を受理することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第25号については、原案のとおり決定します。
以上で議案第25号を終わります。

議長 次に、日程番号第4 議案第26号から、日程番号第7 議案第29号までの議案4件については、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」であり、利用権の設定を受ける者が同一でありますので、一括して議題とします。

事務局から説明願います。

事務局長 議案第26号から議案第29号まで、議案4件についてご説明いたします。

これらの議案4件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、審議を求めるものであります。

また、議案4件の利用権設定は、ともに本年12月31日で期間満了となることから、再設定を行うものであります。

はじめに、議案第26号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」、説明いたします。

議案書の6ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける者は、登別市 [REDACTED] 氏です。

利用権の設定をする者は、登別市 [REDACTED] 氏です。

利用権を設定する土地は、所在が登別市札内町、地番は24番1の内、地目は公簿及び現況が畑で、面積は11,522㎡です。

賃貸借の期間は、平成31(2019)年1月1日から平成35(2023)年12月31日までの5年間となっております。

借主の状況は、経営面積が368,408㎡、労働力は男性が2人、女性が1人、農業従事者数は3人で、年間延べ960人日、農機具は、トラクター4台、ロールベアラー1台、ディスクモア1台、ロータリーテッダ2台、レーキ1台、ラップマシン1台、マニアスプレッダ1台 となっております。

位置図等の資料につきましては、議案書の7ページから9ページに記載のとおりであります。

次に、議案第27号についてご説明いたします。

議案書の10ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける者は、議案第26号と同一です。

利用権の設定をする者は、登別市 [REDACTED]
[REDACTED] 氏です。

利用権を設定する土地は、所在が登別市札内町、地番は24番2の内、
地目は公簿及び現況が畑で、面積は10,440㎡です。

賃貸借の期間は、平成31(2019)年1月1日から平成35
(2023)年12月31日までの5年間となっております。

借主の状況につきましては、議案第26号と同一であります。

位置図等の資料につきましては、議案書の11ページから13
ページに記載のとおりであります。

次に、議案第28号についてご説明いたします。

議案書の14ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける者は、議案第26号と同一です。

利用権の設定をする者は、登別市 [REDACTED]
[REDACTED] 氏です。

利用権を設定する土地は、所在が登別市札内町、地番は190番の内、
地目は公簿及び現況が畑で、面積は10,887㎡です。

賃貸借の期間は、平成31(2019)年1月1日から平成35
(2023)年12月31日までの5年間となっております。

借主の状況につきましては、議案第26号と同一であります。

位置図等の資料につきましては、議案書の15ページから17
ページに記載のとおりであります。

次に、議案第29号についてご説明いたします。

議案書の18ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける者は、議案第26号と同一です。

利用権の設定をする者は、登別市 [REDACTED]
[REDACTED] 氏です。

利用権を設定する土地は4カ所あり、所在は4カ所とも登別市札
内町、地番はそれぞれ207番1の内、211番4の内、212番
1の内及び213番1の内、地目は4カ所とも公簿及び現況が畑
で、面積は4カ所合計で52,923㎡です。

賃貸借の期間は、4カ所とも平成31(2019)年1月1日から
平成35(2023)年12月31日までの5年間となっております。

借主の状況につきましては、議案第26号と同一であります。

位置図等の資料につきましては、議案書の19ページから21
ページに記載のとおりであります。

以上です。

議 長 ただいま、議案第26号から議案第29号までの議案4件について、一括して事務局から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 よろしいですか。
それでは、採決します。

はじめに、議案第26号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第26号については、原案のとおり決定します。

次に、議案第27号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第27号については、原案のとおり決定します。

次に、議案第28号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第28号については、原案のとおり決定します。

次に、議案第29号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第29号については、原案のとおり決定します。

次に、追加議案の日程番号第1 議案第30号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題とします。

事務局から説明願います。

事務局長 追加議案として上程しました議案第30号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」であります。委員の皆さんに議案を発送した後に、申出者から届出の取り下げがございましたので、報告いたします。

以上です。

議長 ただいま、議案第30号について、事務局から説明があり、申出の取り下げがありましたことから、審議は行わないこととしたいと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 それでは、議案第30号については、審議を行わないことと決定します。

以上で、本日の総会に提案されました付議案件の審議については、すべて終了しました。

これをもちまして、平成30年第10回農業委員会総会を閉会します。